

広島県告示第百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人桜虹会	廿日市市友田七九九番一	さくら作業所	廿日市市平良一丁目二番四四号	平成二〇年 一〇月一日
社会福祉法人尾道さつき会	尾道市久保町一七八六番地	第2すだちの家	尾道市御調町津蟹六〇四番地一	平成二〇年 一〇月一日
医療法人社団はつびねす	尾道市高須町四七五四番地五	夢空間こころぴあ	尾道市高須町四七五四番地五	平成二〇年 一二月一日
社会福祉法人翠庄会	庄原市高町一四六番地	かわせみの家	庄原市高町一四六番地	平成二一年 一月一日
社会福祉法人東城有栖会	庄原市東城町川西九四七番地二	東寿園福祉作業所	庄原市東城町川西九四七番地二	平成二一年 一月一日